

「外来腫瘍化学療法診療料 1」に関する掲示

当院は、

「外来腫瘍化学療法診療料 1」

に関する施設基準の届け出を行っております。

- ・ 専任の医師、看護師または薬剤師が院内に常時 1 名以上配置され、本診療料を算定している患者さんから電話等による緊急の相談に、24時間対応出来る体制が整備されています。
- ・ 急変時などの緊急時に、当該患者が入院出来る体制が確保されています。
- ・ 実施される化学療法のレジメン（治療内容）の妥当性を評価し、承認する委員会を定期的を開催しています。

